

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和5年5月22日(2023.5.22)

【公開番号】特開2021-80098(P2021-80098A)

【公開日】令和3年5月27日(2021.5.27)

【年通号数】公開・登録公報2021-024

【出願番号】特願2019-211806(P2019-211806)

【国際特許分類】

B 6 5 H 75/14 (2006.01)

10

【F I】

B 6 5 H 75/14

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月12日(2023.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

接着フィルムが巻回される巻芯と、

上記巻芯の両側に設けられた一対のリールフランジを備え、

上記リールフランジの内側面には、当該内側面より突出し、当該リールフランジの中心側から周縁側にかけて延在する複数のリブが形成され、

上記リブは、断面視において、上記接着フィルムと接触する頂部の幅が上記内側面と接する基部の幅よりも狭い

リール部材。

【請求項2】

上記リブは、高さが0.01mmより大きく0.1mm未満である、請求項1記載のリール部材。

【請求項3】

上記リブは、上記基部から上記頂部にかけて傾斜面を有し、該傾斜面の傾斜角度は2°以上45°以下である、請求項1又は2に記載のリール部材。

【請求項4】

上記リブの頂部幅が0.10mm以上である請求項1～3のいずれか1項に記載のリール部材。

【請求項5】

上記リブは、上記巻芯と対向する位置まで延在するものを含む請求項1～4のいずれか1項に記載のリール部材。

【請求項6】

上記巻芯と対向する位置まで延在するリブは、リブの総数よりも少ない請求項5記載のリール部材。

【請求項7】

上記リブは、側面視において、上記巻芯と重畳する位置まで延在するものを含む、請求項5に記載のリール部材。

【請求項8】

上記リブの頂部幅が0.80mm以下である請求項4に記載のリール部材。

【請求項9】

40

50

上記リブの基部幅が0.6mm以上、5mm以下である請求項1～8のいずれか1項に記載のリール部材。

【請求項10】

上記リブは、断面視において、台形状をなす請求項1～9のいずれか1項に記載のリール部材。

【請求項11】

一体成型品である請求項1～10のいずれか1項に記載のリール部材。

【請求項12】

それぞれ、上記接着フィルムを巻き付け可能な分割巻芯部と、上記分割巻芯部の回転軸方向の一方の端部に一体成型されたリールフランジを有する2つの成形品の各分割巻芯部が回転軸方向に固着されてなる請求項1～10のいずれか1項に記載のリール部材。

10

【請求項13】

上記接着フィルムを巻き付け可能な分割巻芯部と、上記分割巻芯部の回転軸方向一方の端部に一体成型されたリールフランジを有する成形品の、上記分割巻芯部の回転軸方向の他方の端部にリールフランジが固着されてなる請求項1～10のいずれか1項に記載のリール部材。

【請求項14】

上記接着フィルムを巻き付け可能な分割巻芯部の回転軸方向の両方の端部にリールフランジが固着されてなる請求項1～10のいずれか1項に記載のリール部材。

20

【請求項15】

テープ状の接着フィルムが巻回される巻芯と、上記巻芯の両側に設けられた一対のリールフランジを有するリール部材と、

上記接着フィルムが上記巻芯に巻回されてなる巻装フィルムを備え、

上記リール部材は、上記請求項1～14のいずれかに記載のリール部材である、接着フィルム巻装体。

【請求項16】

上記接着フィルムは、幅が0.6mm以下である請求項15記載の接着フィルム巻装体。

【請求項17】

上記接着フィルムが350m以上巻回される請求項15又は16に記載の接着フィルム巻装体。

30

40

50